公　　示　　日：2026 年 4 月 15 日（水）
調達管理番号：25a00817
国　　名：タイ
担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム
調 達 件 名：タイ国間断灌漑（AWD）稲作におけるスマート灌漑排水システムと温室効果ガス削減プロジェクト（農業土木・水管理）
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務　：農業土木・水管理
（２） 格　付　　：2 号
（３） 業務の種類：専門家業務
（４） 全体期間：2026 年 5 月下旬から 2028 年 4 月下旬
（５） 業務人月：11.33 人月
（６） 業務日数：
・ 第 1 次準備業務 4 日、現地業務 28 日、整理業務 2 日

本業務においては計 10 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

タイは国土の約半分を農地が占める農業大国であり、農業セクターは国民の 31.1%が従事する重要な産業である。農業は国民生活の基盤であるとともに地域経済の維持や食料安全保障にも重要な役割を果たしている。中でも稲作はタイ農業の中核を担う作物であり、耕地面積の約半分を占めるほか、タイは世界有数のコメ輸出国として国際市場でも重要な地位を占めている。このように稲作は、経済的・社会的にきわめて重要な作物である一方で、近年いくつかの環境・資源

問題が顕在化している。

特に課題となっているのが、完全湛水による従来型の水管理に起因するメタンガス（以下、「CH4」）の排出と、非効率な灌漑による水資源の過剰利用である。農業分野はタイ全体の温室効果ガス（以下、「GHG」）排出量の約 25%を占めており、その大部分は稲作に由来する。さらに、近年の気候変動の影響や都市化に伴う水需要の増大により、乾季における農業用水の不足が深刻化しており、持続可能な稲作体系の構築が急務となっている。

間断灌漑（Alternate Wetting and Drying（以下、「AWD」））技術は、一定期間ごとに水田の湛水と中干を交互に繰り返すことにより、水使用量の削減と CH4 排出の抑制を両立できる環境配慮型の技術であり、水稲栽培のスマート技術として国際的に注目されている。AWD の普及は、タイ政府が掲げる農業・協同組合省（以下、「MOAC」）による「20 カ年農業・協同組合戦略（2017～2036）」といった政策目標と整合しており、国家レベルでの環境・農業戦略との高い適合性を持っている。さらに、AWD はタイの国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution（以下、「NDC」））における緩和策の一環としても重要視されている。

AWD の普及には地域特性に応じた技術的な調整が求められるが、砂質土壌が広がるタイ北東部では、現地の事情に即した AWD 実施のための技術が確立していない。同地域は灌漑設備が不十分で、乾季の水供給にも制約があるため、地域特性に適合した AWD 技術の開発・適用が不可欠である。かかる状況を受け、タイ政府は我が国政府に対し砂質土壌における AWD 実施に係る能力強化を目的とした「間断灌漑（AWD）稲作におけるスマート灌漑排水システムと温室効果ガス削減プロジェクト」を要請した。なお、本事業は AWD により GHG 排出削減を目指す技術実証の一助となるものであり、タイ政府の NDC の各目標と合致するものである。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、農業土木・水管理分野の技術的指導・助言を行うことで、技術協力プロジェクトの成果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下の通り。

成果 1：砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係る関係部局（王立灌漑局（以下、「RID」）、米局（以下、「RD」）、土地開発局（以下、「LDD」）、農業普及局（以下、「DoAE」）等）の取り組みが整理される。

成果 2：既存の AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルをレビューし、マニュアル内の水田の現場で不足している事項を分析した上で、砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルのアウトラインが作成される。

4. 業務の内容

本業務従事者は、MOAC の RID をカウンターパート（以下、「C/P」）機関とし、RID の地方事務所の行政官（地域灌漑事務所の行政官及び県灌漑事務所の行政官）（ムクダハン県及び近隣県を想定）を主要な関係者とし、類似案件・事業の経験・教訓を踏まえ、C/P、地域灌漑事務所、県灌漑事務所の行政官と共に砂質土壌地域での AWD 実施のためのマニュアルの作成及び実施に関する技術的指導・助言を行う。また、本技術協力プロジェクトは本業務従事者 1 名のみが専門家として派遣されることから、本業務従事者にはプロジェクト全体のマネジメントに加え他ドナーの会合等への参加や民間企業との意見交換により、知見の共有を行うことが期待される。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 5 月下旬～2026 年 6 月上旬）

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、タイ政府作成の関連報告書、関連学術論文等を参照し、タイにおける農業土木及び水管理、特に AWD 実践に向けた現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた他国も含む同分野の協力の概要を把握・分析する。

② JICA 経済開発部及びタイ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ 現地で本業務を支援するローカルコンサルタントの業務内容を整理し公示資料案を JICA タイ事務所へ提出する。

④ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、タイ事務所にもデータを送付する。

（２） 第 1 次現地業務（2026 年 6 月上旬～2026 年 7 月上旬）

① ワークプランの提出

・現地業務開始時に、JICA タイ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 情報収集と関係構築

・MOAC 関連部局や各地域灌漑事務所及び各県灌漑事務所に対し、タイにおける稲作、水管理、土壌条件に関する情報収集、ヒアリングを行う。特に AWD に関する政策及びその実施状況、既存マニュアルの策定状況を把握する。また、現地視察により対象地域の稲作、水管理、土壌条件に係る状況を理解する。

③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

④ JICA 経済開発部及びタイ事務所に現地業務結果を報告の上、次回現地業務以降の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３） 第 1 次整理業務（2026 年 7 月上旬）

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（４） 第 2 次以降の現地業務（2026 年 7 月中旬～2028 年 4 月）

第 1 次を含む現地業務は計 10 回程度、各 28 日間程度（合計 280 日）で、タイにおける現地業務と日本における整理業務を交互に実施することを想定している。最終的な現地業務実施時期、渡航回数及び各渡航における滞在日数は、本業務従事者と JICA 経済開発部、JICA タイ事務所で相談の上決定する。

① ワークプランの提出

・現地業務開始時に、JICA タイ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 砂質土壌地域（ムクダハン県及び近隣県を想定）における稲作の水管理・圃場整備・土壌改良に関する現地情報収集[1]

・砂質土壌地域における稲作、水管理、圃場整備、土壌条件の現状を把握するため、関係者への聞き取りおよび現地観察を通じて情報を収集する。

・AWD の実施状況、水位管理手法、用水供給条件を現地で確認し、運用上の課題と改善可能性を把握する。

[1] 砂質土壌地域（ムクダハン県及び近隣県を想定）における稲作の水管理・圃場整備・土壌改良の現状を把握するため、技術的観点（AWD運用、水位管理、土壌特性・改良材活用等）、圃場・灌漑インフラの観点（圃場条件、排水・用水供給、均平度等）、農家・コミュニティの観点（営農慣行、作業負荷、用水ルール等）、制度・他ドナー・民間の取り組み状況（関連施策、既存事業・試験等）を踏まえ、聞き取りおよび現地調査をどのような方法で実施し、情報を整理するかについて具体的に提案してください。

・圃場の畦高、均平度、排水路整備状況等を現地で確認し、水管理と AWD 導入における技術的制約を整理する。

・土壌の浸透性・保水性、塩類集積の有無、土壌改良材（堆肥、粘土混和、緑肥等）の使用状況を確認し、砂質土壌特有の課題を整理する。

・AWD、水管理、圃場整備、土壌改良の各側面について、作業負荷、観測方法、用水制約、機材管理、安全性等に関する関係者の課題を聞き取る。

・他ドナー、関連部局、民間企業が実施中の AWD 関連プロジェクト、灌漑改善事業、土壌改良試験等の状況を確認し、水管理・土壌・環境面から整理する。

③ 砂質土壌地域（ムクダハン県及び近隣県を想定）における稲作の水管理・圃場整備・土壌改良に関する技術指導[2]

・稲作、水管理、土壌改良に関する技術的課題を整理し、必要な技術指導を行う。

・現場で RID、MOAC 関連部局、研究機関が実施中の AWD 関連の実証試験・プロジェクト、水管理改善、土壌改良等の活動に対し、その妥当性や改善点を確認し、必要な技術指導を行う。

・今後計画される AWD 関連の実証試験・プロジェクト、水管理改善、土壌改良等の活動に対し、現地条件を踏まえた技術的助言および計画形成支援を行う。

④ AWD 技術を用いた稲作のマニュアル作成[3]

・情報収集及び現場での技術指導の結果を踏まえ、砂質土壌特有の AWD 導入・実施手順、注意点、水管理条件、土壌改良の要点、作業負荷・安全管理等、マニュアルに反映すべき現地ニーズと改善点を整理する。

・砂質土壌下における AWD 技術を用いた稲作のマニュアルのアウトラインを作成する。

・マニュアルに対し、現地での意見収集、技術的妥当性の確認、適用可能性の検証を行い、改善の方向性に関するフィードバックを得る。

---

[2] 砂質土壌地域（ムクダハン県および近隣県を想定）における水管理・圃場整備・土壌改良に関する技術支援の実効性を高めるため、技術的観点（AWD手法、水位管理、圃場条件、土壌特性等）、実証試験・既存プロジェクトの検証の観点（妥当性、改善点、現地条件との適合性等）、制度・関係機関との連携の観点（RID・MOAC・研究機関との協働、計画形成支援等）を踏まえ、どのような方法で技術指導を実施し、その内容を整理するかについて具体的に提案してください。

[3] 砂質土壌地域に適したAWD技術のマニュアルを作成するにあたり、技術的観点（砂質土壌でのAWD導入・水位管理・土壌改良の要点、作業負荷・安全管理等）、適用条件の観点（現地の用水供給・圃場条件・既存慣行等）、妥当性検証の観点（現地意見・技術的妥当性・適用可能性確認等）、および他地域展開を見据えた観点（制度・他ドナー・民間との連携等）を踏まえ、マニュアルに反映すべき具体的技術項目と整理方法について提案してください。

・フィードバックを基にマニュアルを最終化し、現地関係者に報告する。

・マニュアルの他地域への展開を検討するために、関係部局、他ドナー、民間企業と意見交換を行う。

⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑥ JICA 経済開発部及びタイ事務所に現地業務結果を報告の上、次回現地業務以降の活動計画等について打ち合わせを行う。

（４）各現地業務期間の間での整理業務

・次回現地業務時の活動に必要な情報収集および準備、必要に応じて遠隔で C/P 機関との協議を行う。

・ローカルコンサルタントと連携し、活動計画の進捗等を監理し、必要に応じて活動の見直しを行いながら成果の確認、分析を行う。

・毎月の月報にて、JICA 経済開発部に、随時活動進捗や課題等を共有する。必要に応じてオンライン（もしくは対面）での会議を行い、その後の活動計画等について協議する。

（５）最終整理業務（2028 年 4 月中旬～2028 年 4 月下旬）

・帰国報告会を実施し、業務結果の報告を行う。

・全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	砂質土壌地域における稲作の水管理・圃場整備・土壌改良に関する現地情報収集の実施方法及び内容	（３）第 2 次以降の現地業務
2	技術指導の具体的な実施方法及び内容	（３）第 2 次以降の現地業務
3	AWD 技術を用いた稲作のマニュアル作成時に検討すべき具体的な技術項目	（３）第 2 次以降の現地業務

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	農業土木・水管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	各現地業務期間の間での準備業務ごと（計 10 回）	JICA 経済開発部	―	英語	電子データ
			―	日本語	電子データ
		JICA タイ事務所	―	英語	電子データ
			―	日本語	電子データ
		C/P 機関	―	英語	電子データ
モニタリングシート	6 か月毎	JICA 経済開発部	―	英語	電子データ
		JICA タイ事務所	―	英語	電子データ
AWD 技術を用いた稲作のマニュアル	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	―	英語	電子データ
			―	タイ語	電子データ
		JICA タイ事務所	―	英語	電子データ
			―	タイ語	電子データ
		C/P 機関	―	英語	電子データ
			―	タイ語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	―	英語	電子データ
			―	日本語	電子データ
			―	タイ語	電子データ
		JICA タイ事務所	―	英語	電子データ
			―	日本語	電子データ
			―	タイ語	電子データ
		C/P 機関	―	英語	電子データ

			―	タイ語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「１．担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、営農スケジュール[4]を考慮のうえ提案してください。

② 現地での業務体制

（プロジェクト）本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみであるため、適切なプロジェクトマネジメントを求めます。

（２） 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書（写）

・R/D

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年　4月　30日　12時まで
2	評価結果の通知日	2026年　5月　15日　まで

8. 応募条件等

[4] 雨季には直播式及び田植え式の2種類が存在。AWD実証試験は乾季のみ実施中。それぞれの営農スケジュールは概ね以下の通り。

1. 雨季作

- 直播式（農家の7割）種まき：4-5月、収穫：11月
- 田植え式（農家の3割）苗作り：6-7月、田植え：7-8月、収穫：11月

2. 乾季作（AWD実証試験）

- 直播式：種まき：11-12月、収穫：5-6月

（１） 参加資格のない者等：特になし
（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：１部
（２）見 積 書 提 出 部 数：１部
（３）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
①業務実施の基本方針 16 点
②業務実施上のバックアップ体制 4 点
（２） 業務従事者の経験能力等：
①類似業務の経験 40 点
②対象国・地域での業務経験 8 点
③語学力 16 点
④その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「ＸＩ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２）現地での活動に必要な経費

以下に記載の経費については、案件予算から支払う予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費
・消耗品費（文房具等購入費）
・旅費・交通費（国内移動用の航空費）
・通信・運搬費（携帯電話通信費）
・資料等作成費（作成資料印刷費）
・特殊傭人費（ローカルコンサルタントの雇上費等）
・雑費（各種ミーティング、ワークショップ開催費、各種資料のタイ語翻訳費等）

（３）便宜供与内容

ア）　空港送迎：第一次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
イ）　宿舎手配：第一次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
ウ）　車両借上げ：なし
エ）　通訳傭上：なし
オ）　現地日程のアレンジ：第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供：RIDにおける執務スペース提供（ネット環境完備予定）

12. 特記事項

（１）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（２）部分払いの設定[5]

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

１）2026年度（2027年2月頃）

２）2027年度（2028年2月頃）

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中にお

[5] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

ける安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

⑦90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

以上

別紙

案件概要表

１．案件名（国名）

国　名：　タイ王国（タイ）

案件名：　間断灌漑（AWD）稲作におけるスマート灌漑排水システムと温室効果ガス削減プロジェクト

Project for Smart Irrigation and Drainage System in AWD Rice Cultivation and GHG

２．事業の背景と必要性

（１）　当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タイは国土の約半分を農地が占める農業大国であり、農業セクターは国民の31.1%が従事する重要な産業である。農業は国民生活の基盤であるとともに地域経済の維持や食料安全保障にも重要な役割を果たしている。中でも稲作はタイ農業の中核を担う作物であり、耕地面積の約半分を占めるほか、タイは世界有数のコメ輸出国として国際市場でも重要な地位を占めている。このように稲作は、経済的・社会的にきわめて重要な作物である一方で、近年いくつかの環境・資源問題が顕在化している。

特に課題となっているのが、完全湛水による従来型の水管理に起因するメタンガス（以下、「CH4」）の排出と、非効率な灌漑による水資源の過剰利用である。農業分野はタイ全体の温室効果ガス（以下、「GHG」）排出量の約 25%を占めており、その大部分は稲作に由来する。さらに、近年の気候変動の影響や都市化に伴う水需要の増大により、乾季における農業用水の不足が深刻化しており、持続可能な稲作体系の構築が急務となっている。

間断灌漑（Alternate Wetting and Drying（以下、「AWD」））技術は、一定期間ごとに水田の湛水と中干を交互に繰り返すことにより、水使用量の削減と CH4 排出の抑制を両立できる環境配慮型の技術であり、水稲栽培のスマート技術として国際的に注目されている。AWD の普及は、タイ政府が掲げる農業・協同組合省による「20 カ年農業・協同組合戦略（2017～2036）」といった政策目標と整合しており、国家レベルでの環境・農業戦略との高い適合性を持っている。さらに、AWD はタイの国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution（以下、「NDC」））における緩和策の一環としても重要視されている。

AWD の普及には地域特性に応じた技術的な調整が求められるが、砂質土壌が広がるタイ北東部では、現地の事情に即した AWD 実施のための技術が確立していない。同地域は灌漑設備が不十分で、乾季の水供給にも制約があるため、

地域特性に適合した AWD 技術の開発・適用が不可欠である。かかる状況を受け、タイ政府は我が国政府に対し砂質土壌における AWD 実施に係る能力強化を目的とした「間断灌漑（AWD）稲作におけるスマート灌漑排水システムと温室効果ガス削減プロジェクト」を要請した。

なお、本事業は AWD により GHG 排出削減を目指す技術実証の一助となるものであり、タイ政府の NDC の各目標と合致するものである。

（２） 農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対タイ王国 JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）において、スマート農業技術・先端技術を活用した生産性向上、高付加価値化、気候変動への対応、農業分野での金融包摂促進により、日本・タイの両国に資する協力を行っていく方針であり、また対タイ王国国別開発協力方針（2024 年 9 月）の重点分野「持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」において、社会の成熟化に伴い取り組むべき課題である環境・気候変動問題等の日本の知見・経験を活用した支援を行う方針であり、本事業はこれらの分析及び方針に合致する。

また、JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ（JGA）「気候変動」では、途上国政府の気候変動対策の対応能力向上と各開発課題と気候変動対策を両立させたコベネフィット型の対策を推進し、パリ協定における国際目標達成と持続可能で強靭な社会構築実現に貢献する、としている。本事業の成果として将来的にはタイ国の GHG 排出量削減及び持続可能な節水型農業の促進が期待されることから、同 JGA のクラスター「コベネフィット型気候変動対策」に位置付けられる。また、JGA「農業・農村開発」では、「農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略」を策定しており、本事業は同戦略にも合致する。

さらに、本事業は持続可能な開発目標（SDGs）のうち、ゴール 2（食料安全保障、栄養改善、持続可能な農業の促進）、ゴール 6（水の持続可能な管理）、ゴール 13（気候変動対策）に貢献するものである。

（３） 他の援助機関の対応

ドイツ国際協力公社（GIZ）は、中部 6 県を対象に、AWD やレーザー整地、適正施肥管理の導入による GHG 低排出型の稲作技術への移行を目的とし、「Thai Rice Thai Rice Nationally Appropriate Mitigation Action（Nama）（2018～2023）」を実施した。また、緑の気候基金（GCF）は、北部 2 県、北東部 7 県、中央部 12 県を対象に、GHG 排出削減や小規模農家の収益向上を目的とし、「Thai Rice: Strengthening Climate-Smart Rice Farming（2024～2028）」を実

施中である。また、国連開発計画（UNDP）は、北部 3 県を対象に、GCF の支援を受け、気候変動に強い農業慣行の導入や灌漑インフラの改善を通じて、農業の気候変動への適応力を高めることを目的とした「Enhancing Climate Resilience in Thailand through Effective Water Management and Sustainable Agriculture（2023～2026）」を実施中である。

３．事業概要

（１） 事業目的

本事業は、水田からの CH4 の排出と、非効率な灌漑による水資源の過剰利用が課題となっているタイ北東部において、砂質土壌での AWD 実施のためのマニュアルを作成するとともに、AWD 実施のためのタイ政府の能力強化を図ることにより、タイの NDC 達成に寄与することを目的とする。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

ムクダハン県及び近隣県

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業・協同組合省（Ministry of Agriculture and Cooperatives、以下 MOAC））王立灌漑局（Royal Irrigation Department、以下 RID））13 名、RID 地域灌漑事務所 行政官 3 名、RID 県灌漑事務所 行政官 35 名

間接受益者：AWD の実証試験及び土質改良の対象圃場を利用する対象地域の農家 153 名

（４） 総事業費（日本側）：60,000 千円

（５） 事業実施期間：2026 年 5 月～2028 年 4 月を予定（計 24 カ月）

（６） 事業実施体制：

- プロジェクト・ダイレクター：MOAC RID 副局長
- プロジェクト・マネージャー：RID 事業管理部長
- 副プロジェクト・マネージャー：RID 研究開発部長
- RID 局レベル：
  事業管理部、研究開発部、水管理・水文局
- RID 現場レベル：
  地域灌漑事務所、県灌漑事務所、プロジェクト灌漑事務所
- 関係部局：MOAC 米局（Rice Department、以下「RD」）、農業普及局（Department of Agricultural Extension、以下「DOAE」）、土地開発局（Land Development Department、以下「LDD」）、農業経済局（Office of Agricultural Economics、以下「OAE」））

（７） 投入（インプット）

１）日本側

①　専門家派遣（合計約 12 人月）（農業土木・水管理）

２）タイ側

①　カウンターパートの配置

②　案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

③　圃場整備及び実証試験にかかる費用

（８）　他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動：特になし

２）他の開発協力機関等の援助活動：特になし

（９）　環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類（C）

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に揚げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるためカテゴリ C に該当する。

２）横断的事項：特になし。

３）ジェンダー分類：【対象外】ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜活動内容／分類理由＞

詳細計画策定調査において、ジェンダー主流化のニーズが確認できず、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する取組みを検討するに至らなかったため。

（１０）その他特記事項：特になし

４．事業の枠組み

（１）　上位目標：

砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルが最終化される。

指標及び目標値：

砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルが関係部局（RID、RD、LDD、DoAE 等）との協議を基に最終化される。

（２）　プロジェクト目標

砂質土壌におけるAWD技術を用いた稲作に係るマニュアルのドラフトが開発される。

指標及び目標値：

1. 砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルのドラフトが関係部局（RID、RD、LDD、DoAE、OAE 等）に提出される。
2. 砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルのドラフトを基に、少なくとも 3 回のセミナー／ワークショップが関係部局（RID、RD、LDD、DoAE、OAE 等）に対し開催される。

（３） 成果

1. 砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係る関係部局（RID、RD、LDD、DoAE 等）の取り組みが整理される。

2. 既存の AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルをレビューし、マニュアル内の水田の現場で不足している事項を分析した上で、砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルのアウトラインが作成される。

（４） 主な活動

1-1. 関係部局（RID、RD、LDD、DoAE）が実施済みまたは実施中の AWD 関連プロジェクトや調査・研究活動を整理する。

1-2.タイ北東部で関係部局（RID、RD、LDD、DoAE）が実施中の AWD 関連のプロジェクトや調査・研究結果を技術的観点から分析する。

1-3.関係部局（RID、RD、LDD、DoAE）により実施中の AWD 関連のプロジェクトや調査・研究活動に対して助言を行う。

1-4. 関係部局（RID、RD、LDD、DoAE）が今後実施する AWD 関連のプロジェクトや調査・研究活動の計画を立案する。

2-1. 既存の AWD 技術を用いた稲作に係るガイドライン及びマニュアルをレビューする。

2-2. 成果 1 で得られた経験や気づきを特定する。

2-3. 関係部局（RID、RD、LDD、DoAE、OAE 等）との協議を通じて砂質土壌における AWD 技術を用いた稲作に係るマニュアルを開発する。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件　プロジェクト実施のために関連部局から適切な人員配置が行われる。

（２） 外部条件　深刻な水不足がタイ北東部で起こらない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

特になし

以上